

アルファバリュースマホ保証サービス規程<バリュープラン>

本規程は、アルファバリュースマホ保証サービス規程<バリュープラン>（以下「本サービス」といいます。）の利用条件について定めるものです。本サービスは、販売店（以下「販売店」といいます。）とアルファバリュー株式会社（以下「保証会社」といい、「販売店」と「保証会社」をあわせて「サービス提供者」といいます。）が、第1条第1項に定める加入者に対して共同でサービス提供を行うものです。申込者が、本サービスの加入申し込みをした場合には、本規程に同意したものとみなします。

第1条(加入者証)

- サービス提供者は、保証料金の受領後、加入者に対し、遅滞なく、延長保証加入者証(以下「加入者証」といいます。)を書面もしくは電磁的方法により発行します。サービス提供者の加入者証発行をもって、本サービス加入手続が完了するものとします。加入者証が発行された申込者を、以下「加入者」といいます。
- 加入者は加入者証を紛失した場合、サービス提供者に対して再発行の手続きを依頼することができます。この場合、所定の手数料がかかります。

第2条(サービス内容)

- (1) 加入者証に記載された端末(以下「対象端末」といいます。)に以下の故障事由が生じた場合、メーカー保証書の保証規程および本規程の各条項に基づいて、第4条に定める保証限度額の範囲内で対象端末の無償修理を行います。対象端末の取扱説明書および本体貼り付けラベル等の注意書きに従った正常な使用状態で発生した電氣的・機械的故障。以下「自然故障」といいます。
- (2) 対象端末の破損、落下、水没による偶発の事故(ただし、第11条に定める事由を除きます。)により対象端末に故障が発生した場合。以下「物損」といいます。

第3条(サービス期間)

- 本サービスが効力を有する期間(以下「本サービス期間」といいます。)は、加入者証に記載された保証期間とします。本サービス期間中、第4条に定める保証限度額の範囲内で修理回数は2回までとなります。なお、メーカー保証期間中に初期不良等でメーカーより代替品が提供された場合でも、本サービス期間は変更されないものとします。
- 自然故障の場合、本サービス期間中であっても、対象端末のメーカー保証期間中はメーカー保証が優先されます。

第4条(保証限度額)

サービス提供者は、以下の保証限度額の範囲内で、本サービスを提供するものとします。

- (1) 自然故障の場合、加入者証に記載された修理上限金額を保証限度額(以下「自然故障保証限度額」といいます。)とします。
- (2) 物損の場合、次の①または②のいずれか低い金額を修理上限金額(以下「物損保証限度額」といいます。)とし、本サービスを提供します。
 - ① 加入者証に記載された修理上限金額に下表の経年数区分ごとに定めた割合を乗じた金額。
 - ② 加入者証に記載された修理上限金額から物損のおける修理費用(税込)の累積金額を差し引いた金額。
- (3) 本サービスによる1回の修理見積価格が自然故障保証限度額または物損保証限度額を超過する場合、超過分の金額について、加入者が負担することを事前に同意することにより、修理を続けることができます。この場合、修理が完了した時点で本サービスは終了となります。
- (4) 加入者証に記載される保証限度額は、ご購入時の対象端末の本体価格(税込)となりますが、本体価格が税込80,000円を超える場合は、保証限度額を80,000円とします。

経年数区分*	1年未満	2年未満
割合	100%	50%

※経年数区分は対象端末の購入日を基準とします。

第5条(自己負担金)

本サービス利用時、1回の修理見積価格が自然故障限度額を超過しない場合を除き、対象端末の販売価格区分に応じて別途定めた自己負担金を所定の方法により、支払うものとし、修理費用が自己負担未済の場合、その費用をご負担いただきます。※表1参照

第6条(代替品)

- 自然故障の場合、本サービスによる1回の修理見積価格が自然故障保証限度額を超過する場合や、修理が不可能な場合(技術上または修理用品の調達困難などの理由を含むがこれに限りません。)は、自然故障保証限度額を上限として、サービス提供者が指定する同機種または同等品(メーカー問わず)を代替品として提供することをもって修理に代えるものとします。
- 物損の場合、第4条2項で定める累積修理費用が生じていない場合に限り、本サービスによる1回の修理見積価格が物損保証限度額を超過する場合や、修理が不可能な場合(技術上または修理用品の調達困難などの理由を含むがこれに限りません。)は、物損保証限度額を上限として、同機種を代替品として提供することをもって修理に代えるものとします。
- 物損において、前項の代替品の提供が困難な場合、修理不能の損失保証として、加入者に対し所定の方法により補償金が支払われるものとし、これをもって修理に代えるものとします。なお、補償金額は、第4条2項に定める物損保証限度額から自己負担金を差し引いた金額とし、補償金額が自己負担金未済の場合、補償金の支払は行われません。
- 代替品の提供にあたって、加入者は自己負担金をサービス提供者所定の方法により支払うものとします。なお、加入者はサービス提供者に対して機種又は品名、品番その他の指定を行うことはできないものとします。また、本サービスの対象端末がアップル社製のiPhoneの場合、新品とは限りません(中古品またはリフレッシュ品など)。
- 代替品の提供または補償金の支払いをもって、本サービスは終了となります。

第7条(費用)

本サービスの利用にあたり加入者が負担する主な費用は以下の通りです(ただし、これに限るものではありません。)

- (1) サービス提供者の指定する修理拠点へ対象端末を送送する費用(梱包費用を含みます。)
- (2) 対象端末の脱着費(工事費、材料費および諸経費等を含みます。)
- (3) 代替品提供の際にかかる脱着費(工事費、材料費および諸経費等を含みます。)および送料等。
- (4) メーカー保証規程等により遠隔地と定められている離島および遠隔地から対象端末を修理拠点へ送付する際の送料及び修理拠点からの送料。
- (5) 故障内容が再現しない場合または、本サービスの対象外となる故障であることが判明した場合の修理に係る一切の費用(送料等を含みます。)および加入者の都合にて修理をキャンセルした場合に掛る一切の費用。
- (6) 自己負担金および第4条3項の超過分の支払いに掛る一切の費用

第8条(サービスの依頼)

- 本サービスにおける対象端末の修理は、アルファバリュー修理受付センターに直接申し出ることによって対象端末の修理を依頼するものとします(修理を依頼された対象端末を、以下「修理依頼品」といいます。)。なお、サービス提供者では修理及び出張修理は行っていません。
- 配送方法等の具体的な修理実施方法については、修理依頼を受け付けた際に個別に加入者にご案内するものとします。
- 修理依頼にあたってはサービス提供者が発行した加入者証が必要となります。
- 物損の場合には、サービス提供者は加入者に対し、故障した対象端末の写真の提出を求めることがあります。
- 加入者の都合により、修理受付日より30日を経過した時点での修理に着手できない状況である場合には、その修理受付を無効とし、サービス提供者は本サービスの提供義務を免れるものとします。
- 修理には、修理受付票の提出が必要となります。また、修理受付票に記載の同意項目への同意および、署名捺印をいただけない場合は、本サービスの提供を受けられない場合があります。
- 保証修理を行う際に交換した部品および、第6条が適用された場合の修理依頼品の所有権はサービス提供者に移転するものとし、所有権の移転後は理由の如何にかかわらず、本サービス加入機器の返却義務を一切負わず、これをサービス提供者が任意に処分する事について、加入者は事前に同意するものとします。

第9条(変更の届出)

- 加入者は、加入者証に記載された氏名、住所、連絡先等の加入者にかかわる情報に変更があった場合、またはメーカー等から代替品の提供を受け端末または製造番号(シリアル番号)、IMEIに変更があった場合、速やかにサービス提供者に届け出るものとします。
- 加入者は、前項の届出を怠ったことにより本サービスの提供を受けられない場合があることを承諾します。

第10条(個人情報の取扱)

- サービス提供者は、加入者(申込者を含みます。)から取得した個人情報を以下の目的の範囲内で利用します。

- (1) 本サービス契約の締結、契約の維持管理、各種手続きの実行。
 - (2) 修理依頼品の回収、お届けおよび修理サービスの実施。
 - (3) 本サービスまたは加入者ご本人のご契約に関するお問い合わせへの対応。
 - (4) その他商品・制度設計およびアフターサービス等、本サービスの提供に付随する業務。
 - (5) 新商品・新サービスのご案内。
2. サービス提供者は、加入者の個人情報の取扱いに関する業務の全部または一部を、提携先企業に委託するものとします。
3. 変更の届出（第9条）、個人情報の取り扱いに関するお問い合わせ（開示・訂正・削除・利用停止等）、苦情および相談は、以下＜個人情報に関する連絡先＞までご連絡ください。＜個人情報に関する連絡先＞〒130-0022 東京都墨田区江東橋2丁目19-7 アルファバリュー株式会社 個人情報受付窓口 電話番号：0120-948-179

第11条（サービスの適用除外事項）

以下の事項に該当する場合には、本サービスは適用されないものとします。

- (1) サービス提供者またはサービス提供者が指定する提携修理会社以外で修理を依頼された場合。
- (2) バッテリー、電池類、電球（バックライトを含みます。）、フィルター、廃インク吸収体、インクカートリッジ等メーカーの指定する消耗品類の故障および不具合、交換である場合または指定外の消耗品の使用に起因する故障。
- (3) 不当な修理（対象端末のメーカーまたは指定修理業者等による修理以外の修理）や改造・増設・付加による故障または破損。
- (4) 申告漏れ又は虚偽の申告が判明した場合。
- (5) 故意または使用上の誤りや管理不備（盗難、置き忘れ、不用意な保管や収納等）による故障または破損。
- (6) 開梱・設置の以前に発生したと考えられる故障および破損、ならびに、適切な期限内での対応を怠った初期不良。
- (7) 対象端末の部品交換を伴わない調整および、保守、清掃、リカバリー、初期化、設定等手直し修理で完了する故障。
- (8) 対象端末の機能および使用の際に影響の無い損害（外観、液晶の画面焼けやピクセル抜けおよび輝度低下を含みます。）。
- (9) 通常使用に支障の無い部分（軽微な画面割れ）での経年劣化による摩耗・さび・かび・腐敗・変質・変色、その他類似の事由によって生じた破損。
- (10) 予見性の有無にかかわらず直接的および間接的な動植物（ペットを含みます。）の行動に起因して生じた故障または損傷。
- (11) ハードディスク・メモリー等の不良に起因して起こるデータ破壊および復元。
- (12) 限定モデル等、限定的な仕様の部品、部位の交換が必要な場合の、交換部品の仕様。
- (13) 対象端末の付属部品、周辺機器（電池パック、電源コード、充電器ほか、本体付属、標準付属を含みます。）、アクセサリ、ソフトウェア、SIMカード等、対象端末本体以外の商品の故障および破損、並びに相性に起因した故障または誤作動。
- (14) 想定外の使用や使用の限度を超える過酷な使用（対象端末の取扱説明書および本体貼り付けラベル等の注意書きに従った使用方法・使用限度を超える使用をいいます。）に起因する故障および破損。
- (15) 火災、落雷、雪災、風災、地震、津波、洪水、高潮、土砂崩れ、噴火、地殻変動、地盤沈下、塩害、ガス害、異常電圧に起因する故障および破損。
- (16) 核燃料物質（使用済核燃料を含みます。）、放射性物質もしくはそれに汚染されたもの（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性に起因する故障および破損。
- (17) 戦争、内乱、暴動、紛争、その他これらに類似する争乱による故障および破損。
- (18) 差押、強制執行等、国又は公共団体の公権力の行使に起因する故障および破損。
- (19) 対象端末を国外に持ち出された場合の国外からの修理依頼。
- (20) 本サービス以外の保証（メーカー保証（リコールの対象となるものを含みます。）または保険等）により保証される故障または破損。
- (21) 対象端末と異なる端末（IMEI番号もしくはシリアル番号等異なる場合を含みます。）の修理を依頼された場合。
- (22) 修理のご依頼が、本サービス期間の終了日以降になされた場合。
- (23) 対象端末が特定の通信事業者（キャリア）のネットワーク利用が制限されている場合（SIMロック端末）。
- (24) 保証対象となる故障事由が発生した日を含めて30日以内に修理受付センターに連絡が無い場合。
- (25) 加入者（加入者証に記載された氏名）ご本人以外からの修理依頼の場合

第12条（間接損害）

以下に定める対象端末の故障および破損に起因して生じる損害については、サービス提供者は一切の責任を負わないものとします。

- (1) 他の財物（ソフトウェアを含みます。）に生じた故障、若しくは破損等の損害。
- (2) 対象端末、その他の財物が使用出来なかったことよって生じた損害。
- (3) 身体障害（障害に起因する死亡および怪我を含む）。

第13条（規程の変更）

1. サービス提供者は、加入者の了承を得ることなく、本規程を変更することがあります。この場合、本サービスの利用条件は、変更後の本規程によります。
2. サービス提供者は本規程を変更した場合、サービス提供者のホームページにおいてこれを開示するものとします。なお、変更後の本規程は、サービス提供者が別途定める場合を除き、サービス提供者のホームページに明示された変更の施行日より効力を生じるものとします。

第14条（その他の注意点）

1. 故障並びに損害の認定等についてサービス提供者とお客様の間で見解の相違が生じた場合には、サービス提供者は中立的な第三者の意見を求めることができます。
2. 記憶装置内のデータに関しては、本サービス対象外とし、データの管理等は加入者自身の責任において行うものとします。
3. 対象端末の修理において、メーカー部品供給の停止、またはその他の理由により必要とする修理用部品の調達に困難な場合には、純正品以外の部品を使用することができるとし、この場合、当該対象端末において一般的に妥当と認められる水準で修理を行うものとします。

第15条（サービスの終了）

1. 以下に定める事由が発生した場合、本サービスは終了するものとします。
 - (1) 本サービス期間が満了した場合。
 - (2) 第4条(3)に基づき超過分の金額を加入者が負担し、修理を行った場合。
 - (3) 第6条に基づき代替品が提供された場合、もしくは補償金が支払われた場合。
 - (4) 本サービスについて、2回目の修理が行われた場合。
 - (5) 盗難、紛失等により対象端末を遺失した場合。
 - (6) 対象端末が譲渡または販売され、名義および使用者が変更になった場合。（ただし、申込時に対象端末が贈答品である旨をサービス提供者に申し出た場合を除く）
 - (7) 加入者がサービス提供者に対し本サービスの解約を申し入れた場合。
 - (8) 本規程の各条項について、加入者に重大な違反があった場合。
 - (9) 本サービスの運営を妨げる行為を行った場合。
 - (10) その他、サービス提供者が不適切と判断する行為を行った場合。
2. サービス提供者は理由の如何を問わず保証料金の返金を行わないものとします。ただし、対象端末の売買契約の解除に伴い本サービスが解約される場合は、この限りではありません。

表1 対象端末の販売価格区分に応じた本サービス利用時における自己負担金について

対象端末の販売価格区分	修理時	保証限度額超過時
	物損	自然故障/物損
25,000円未満（税込）	1回目：3,000円 ・ 2回目：5,000円	5,000円
25,000円以上（税込）	1回目：5,000円 ・ 2回目：8,000円	8,000円

※対象端末の販売価格区分は、ご購入時の本体価格（税込）となり、加入者証に記載された修理上限金額です。
 ※法人名義でのご加入の場合、修理時および代替品の提供時間問わず、自己負担金は一律10,000円となります。
 ※保証限度額超過時とは、代替品の提供（第6条2項）および補償金の支払い（第6条3項）、超過分の金額を加入者が負担する修理（第4条(3)）を示します。

■販売店の表示
 ※延長保証加入者証に記載
 ■保証会社の表示
 アルファバリュー株式会社

■修理のご依頼は、下記までご連絡ください。
 アルファバリュー修理受付センター
 電話番号：0120-948-179
 受付時間：24時間・365日受付（年中無休）

制定日：令和8年2月1日